

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護・障害分）

概要

新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ介護・障害福祉サービスの継続に努めていただいている介護・障害福祉事業所・施設等に勤務する職員に対し、次のとおり慰労金を支給します。

（１）利用者に感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所^{※1}に勤務し、利用者と接する^{※2}職員^{※3}

①（通所・施設系）感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
（訪問系）感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合

20万円

② ①以外の場合

5万円

（２）（１）以外の施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員

5万円

※1 介護：介護保険の全サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）

障害：総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス、地域生活支援事業

※2 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。

※3 対象期間（R2.3.3～R2.6.30）に10日以上勤務（有給休暇や育休等、実質勤務していない日は除く。）した方が対象です。施設・事業所等で直接雇用されていた方だけではなく、派遣契約や業務委託として働いていた方も含みます。